

2019 年度車上作動処理監査結果

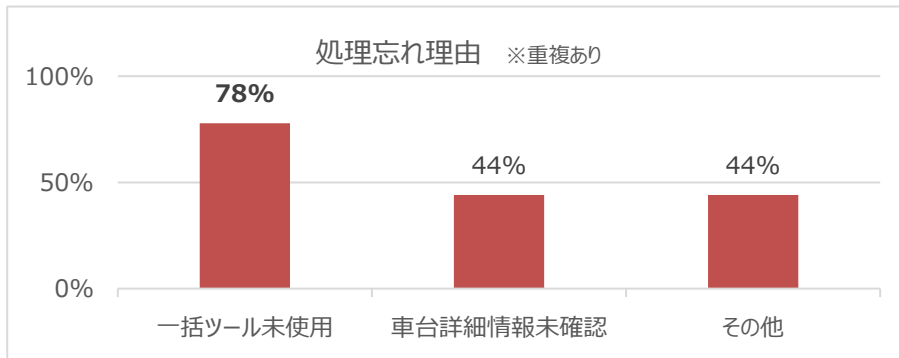
1. エアバッグ類の処理忘れ状況

車上作動処理現地監査におけるエアバッグ類の処理忘れ状況を分析したところ、以下のような結果となりました。エアバッグ類の処理忘れ、若しくは処理忘れに繋がる作業手順等が確認された場合には、エアバッグ類車上作動処理業務規約に基づく措置（車上作動処理の登録取消・一時停止等）を実施しておりますので適正処理の徹底をお願いいたします。

① 処理忘れの原因

エアバッグ類の処理忘れが確認された事業所において、「一括作動処理ツールの未使用」および「車台詳細情報未確認」が多くの事業所にて確認されました。車台詳細情報を確認せず業務を実施していた場合、規約第 7 条の規定に従い、登録の取り消し、または一時停止を行う場合があります。

車台詳細情報の確認は必ず実施して下さい。
一括ツール対応車は一括作動処理ツールを使用してください。



詳細情報を確認せず処理漏れが発覚した事例

◆メーカー等提供のエアバッグ類装備情報

運転席	1
助手席	1
サイド	0
カーテン	0
プリテン	2

トラックなのでプリテンショナーがないだろうと思い処理漏れが発生。
詳細情報を見れば装備があるのは明らか！！

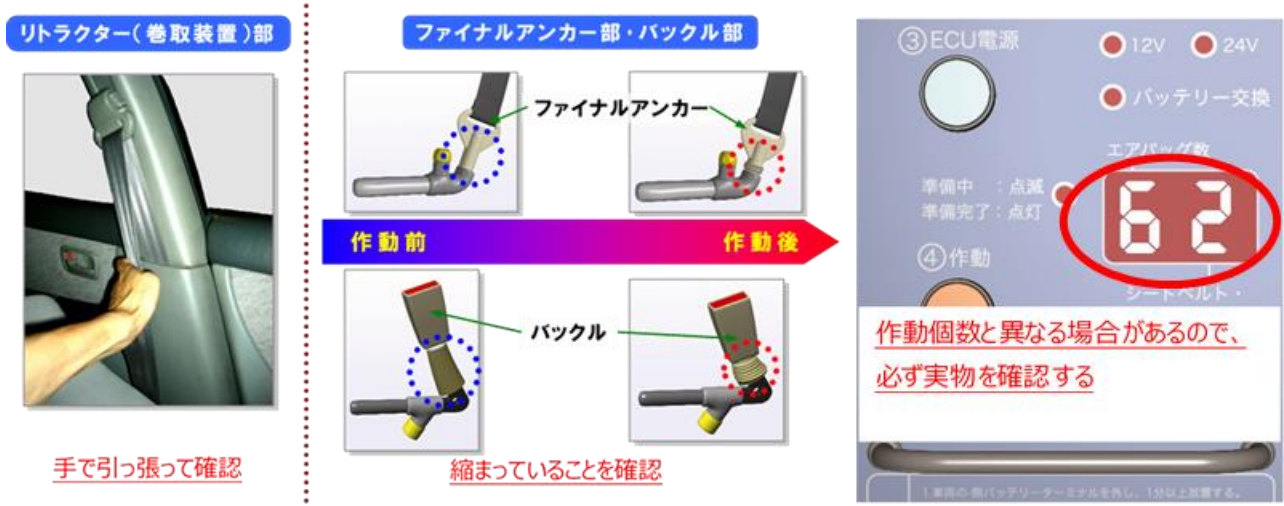
② 処理忘れ部位

シートベルトプリテンショナーの処理忘れが大多数を占めていました。

エアバッグ類の装備個数は年々増加しておりますので、装備箇所は必ず確認してください。

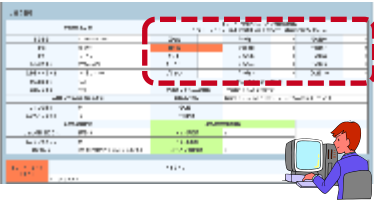



③ 一括作動処理ツール使用時の注意

一括作動対応車において、一括作動処理ツールを使用しても断線等の理由でエアバッグ類の一部が作動しない場合があります。作業後はエアバッグ類の作動確認を行い、作動していなかった場合は個別作動処理を実施、それでも作動しない場合は取外回収を実施してください。



2. 処理忘れへの対策

下記4STEPを行い、エアバッグ類の未処理を防止してください

作動前	作動時	作動後	
<p><STEP1></p> <p>車台詳細情報で 装備箇所を確認</p> 	<p><STEP2></p> <p>実車の 装備箇所確認</p> 	<p><STEP3></p> <p>一括作動ツールを 使用して作動</p> 	<p><STEP4></p> <p>全数処理されて いるか Wチェック※</p> 

※車台詳細情報に記載されたエアバッグ類が全数作動している事を**作動後**と**次工程**への搬出時等の2回確認し未処理を防止する。

3. エアバッグ類の不適正保管状況

エアバッグ類の不適正保管事例が多数発生しています。自動車メーカー等に引渡す以外の目的でエアバッグ類を保管していた場合、規約第7条の規定に従い、登録の取消し、または一時停止を行う場合があります。



4. エアバッグ類の購入等の禁止

エアバッグ類を購入した事例が発生しています。オークション等によりエアバッグ類を購入した場合、遵守事項第8項により登録の取消しを行う場合があります。

5. 監査等に関する情報を許可なく第三者へ開示・公表することの禁止

監査等に関する情報（報告書・監査場面の写真等）を許可なく第三者（同業者・インターネット等）へ開示・公表した場合、規約第7条の規定に従い、登録の取消し、または一時停止を行う場合があります。

6. 未処理車台の先行報告・記録状況

エアバッグ類の先行報告・記録事例が多数発生しています。エアバッグ類を処理する前に車上作動作業済みとして引渡報告実施、または実績記録を作成していた場合、規約第7条の規定に従い、登録の取消し、または一時停止を行う場合があります。

7. 不適正事象再発時（未改善）の対応

不適正事象が繰り返し発見された場合、軽微な指摘であってもエアバッグ類車上作動処理業務規約第7条の規定に従い、登録の取消し、または一時停止を行う場合があります。

8. 事業者／事業所情報の変更に伴う書類更新の対応

事業者／事業所情報の変更等があった場合、自治体のみ申請を実施している事例が散見されています。併せて自再協にも必ずご連絡いただきますよう、お願いいたします。

車上作動処理即時停止について

重大な不適正事象が発生した場合、エアバッグ類車上作動処理作業を即時停止とする場合があります。その際、当日以降エアバッグ類車上作動処理作業は停止し、取外回収の実施となります。